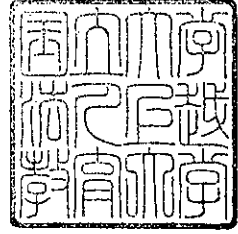


国立大学法人上越教育大学学長選考について（公示）

令和2年9月25日

国立大学法人上越教育大学学長選考会議



国立大学法人上越教育大学学長選考規則第2条の規定に基づき、下記により学長選考を実施します。

記

1 学長選考を行う理由

令和3年3月31日をもって現学長の任期が満了するため

2 学長候補者に求められる資質・能力等（学長選考規則第4条）

人格が高潔で、学識に優れ、かつ、国立大学法人上越教育大学（以下「本学」という。）における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者

<望ましい学長像>

次期学長は、本学に求められる社会的役割を果たすため、創設の趣旨・目的及び大学憲章の理念を追求する強い意欲を有するとともに、次のような資質・能力を持った者であることが望まれる。

- 本学を取り巻く状況が厳しさを増す中、国立大学法人法の趣旨を十分に活かした明確なビジョンの下、法人及び大学の最高責任者として戦略を立て、それを実現しようと努力する強い意志と指導力を備えていること。
- 大学構成員と円滑にコミュニケーションを行い、その意欲と創意に基づいて中期目標・中期計画を策定し、それを確実に推進する能力を有すること。
- 本学の特色を最大限に発揮し、教員養成系大学の広域拠点大学として、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応した改革に積極的に取り組むとともに、安定的な財政基盤の確立に努めるなど、大学運営と大学経営を総合的に推進できる能力を有すること。
- 教育研究の成果に基づいて地域・社会連携、グローバル化の推進に取り組み、特に地域における学校教育の発展に積極的に寄与する強い意志を有すること。

3 学長の任期（学長選考規則第13条）

令和3年4月1日から（4年・2年）

4 学長選考の方法及び日程等

(1) 推薦（学長選考規則第5条）

① 次のいずれかの推薦による。

ア 学長選考会議委員の推薦

- イ 学長選考会議委員を除く意向聴取の有資格者10人の連署による推薦
- ② 推薦は、本人の同意を得た上で、所定の推薦書に本人の履歴書を添えて学長選考会議に提出して行うものとする。
 - ③ 推薦の受付期間
令和2年9月28日（月）から令和2年10月7日（水）までとする。
 - (2) 学長候補適任者の絞込み（学長選考規則第6条）
令和2年10月22日（木）開催予定の学長選考会議において、推薦のあった学長候補適任者を5人以内に絞り込む。
 - (3) 所信等の公表（学長選考規則第7条）
令和2年11月9日（月）（予定）に、学長候補適任者から提出のあった所信及び学長選考会議からの質問に対する回答書を学内専用ホームページ（MyJUENポータルサイト）において公表する。
 - (4) 意向聴取（学長選考規則第8条）
 - ① 意向聴取日
令和2年11月26日（木）（予定）
 - ② 意向聴取の実施に関する公示日
令和2年11月16日（月）（予定）
 - (5) ヒアリング（学長選考規則第9条）
令和2年11月26日（木）（予定）
 - (6) 学長候補者の決定（学長選考規則第10条）
令和2年11月26日（木）開催予定の学長選考会議において、学長候補者を決定する。

以上